

知っていますか？

成年後見制度



成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利や財産を守り、意思決定を支援する身近な仕組みです。

大きく分けて（１）判断能力が衰えてから利用する法定後見制度

（２）将来の判断能力が衰えた時に備える任意後見制度があり、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

～このような方は制度の利用を考えましょう～

最近物忘れがひどくなってきたので、
財産管理などが不安になった。認知症でひとり暮らしの母を
悪質商法などから守りたい。自分たち親がいなくなったあと、
障害がある子どもの将来が心配。認知症で施設に入所した父の財産を
処分して、入所の費用にあてたい。今は元気だが、将来入院したり、
認知症になるなどの不安がある。

～このような時に利用できます～

判断能力が衰えた後には…

法定後見制度が利用できます。

すでに判断能力が不十分になっている本人に代わり、
支援者が施設入所の契約など法律行為を行い、支援する
制度です。本人の判断能力の程度に合わせ、３つの類型
に分かれます。

後見

ほとんど判断できない人

判断がしっかりしているときはほとんどない

保佐

判断能力が著しく不十分な人

買い物など日常生活で支障がでることが多い

補助

判断能力が不十分な人

物忘れが多くなった。
自分の判断に自信がなくなった。

判断能力が衰える前には…

任意後見制度が利用できます。

将来、判断能力が不十分になった時に備えて
おく制度です。元気なうちに**支援してくれる人**と将来の約束
をし、**支援内容を契約**で決めておきます。契約内容を公正証書にして、法務局に登録し
ます。スケアード・ストレート方式による
交通安全教室を実施しました東庄中学校にて、小学校５～６年生、中学
校１～２年生を対象にスケアード・ストレ
ート方式による交通安全教室を実施しました。
スケアード・ストレートはスタントマンによ
る交通事故の再現により、交通事故の恐怖を
直視することで交通安全への意識を高めても
らうものです。地元警察による講話の後、交通事故の再現
を見学し、さまざまな事例をもとに改めて事
故防止について学びました。

再現から学ぶ、交通ルール

上記の写真は、車両は原則左側通行である交通ルールを守らなかったことよ
る自動車との衝突事故を再現したものです。事故の再現を見て、交通違反をみんなで考え、発表をしました。スタントマン
による緊迫の再現の数々に、手に汗握る貴重な授業となりました。また、児童・生徒達には経験のない、自動車のサイドミラーやピラーの死角、
大型車両による内輪差が招く事故もあり、自身の交通違反のみならず、他者が招
く予期せぬ事故に遭わないようスタントマンの再現を見て学ぶことができました。

☑ ながら運転は禁止されています

イヤホンを着用しながらの運転、傘さし運
転、スマホを操作しながらの運転など、ながら
運転は大変危険です。自分自身の危険はもちろん、
周囲の人を事故に巻き込んでしまいます。また、写真のように二人乗りや並走は法律
で禁止されており、罰則の対象となります。

☑ 交差点では安全確認をしましょう

信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時
停止など、安全を確認して通行しましょう。

☑ 反射器材を身につけましょう

車体に装着するライトは、前後だけでなく
側面もつけると効果的です。
また、服装も意識しましょう。スケアード・ストレートは警察官から
見ても、驚くほど交通事故を鮮明に再現
できていました。電動キックボードやス
マホなど、近頃多い事故も再現されたこ
とにより交通事故の危険性を身近に感じ
ていただけたと思います。
これを機に子どもだけでなく
大人もさらなる高い意識を
持って、交通事故を防いでい
ただきたいと思います。橋駐在所
中島警部補交通事故はルールを守っていて
も、予期せず巻き込まれたり、発
生してしまうものです。
今回授業を受けてくれた子ども
たちには、自分の身をどう守るか、
しっかり考えて行動してほしいと
思います。授業をしていただいた
スタントマン
スーパードライバーズ

CHECK

自転車を安全に利
用するために、県が
定めたルールです。

▲ホームページ

「もっと詳しく制度を知りたい」など、成年後見制度の相談窓口

健康福祉課 福祉係 ☎79-0910

地域包括支援センター ☎80-3155